議員提出第　１　号

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２８年６月２０日

提出者　久喜市議会議員
岡　崎　克　巳
岸　　輝　美
杉　野　　修
猪　股　和　雄

久喜市議会議長　　柿　沼　繁　男　　様

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例（平成２４年久喜市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第６条第１項の規定により策定する久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議決事項の追加に伴い、この案を提出するものであります。